

令和5年第3回日進市農業委員会議事録

開催日時	令和5年3月29日(水) 15時00分
招集の場所	日進市役所 南庁舎2階 第5会議室
出席委員	会長 6番 市川 豊 会長 委員 1番 和田 義雄 委員 2番 尾関 洋子 委員 3番 萩野 淑子 委員 4番 牧 正行 委員 5番 伊藤 修 委員 7番 山本 裕子 委員 8番 萩野 章 委員 9番 田口 菜穂美 委員 10番 村瀬 和樹 委員 11番 武田 住男 委員 推進委員 浅井 昌行 委員 加藤 秀幸 委員 内藤 勝司 委員 堀之内 済 委員 眞野 賢一 委員 村瀬 勝美 委員
欠席委員	
会議事件説明のため出席した者の職氏名	
職務のため出席した者の職氏名	事務局 局長 村瀬 厚 係長 今井 康太 主事 増田 成美

<p>付議事項</p>	<p>議案第1号 議案第2号 議案第3号</p> <p>専決第1号 専決第2号 専決第3号</p> <p>その他</p>	<p>農地法第5条第1項の規定による許可申請について 日進市農用地利用集積計画について 令和4年度最適化の推進の状況その他事務の実施状況並びに令和5年度最適化活動の目標の設定等について</p> <p>農地法第3条の3第1項の規定による届出について 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について 農地法第18条第6項の規定による通知について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産緑地のあっせん願いについて ・農地等の利用の最適化の推進に関する指針
-------------	--	--

<p>開会</p> <p>(15:00)</p> <p>事務局長</p> <p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>委員</p> <p>事務局</p> <p>議長</p>	<p>定刻になり、令和5年第3回農業委員会の開催を宣言する。</p> <p>それでは会長より挨拶をいただいた後、議事の取り直しをお願いします。</p> <p>(会長の挨拶)</p> <p>それでは令和5年第3回農業委員会を始めます。</p> <p>議事録署名者に7番の山本裕子委員と8番の萩野章委員を指名する。</p> <p>議案第1号を上程。</p> <p>4番の案件について、事務局に説明を求める。</p> <p>4番の案件について説明します。</p> <p>申請地は、三本木保育園から北東に約200メートルの位置に所在し、地目は畑、現況は通路で、面積は2筆合計で84.93㎡です。</p> <p>申請者は申請地北側の地目山林の土地を購入し、畑として耕作をしています。</p> <p>日進市の公道から申請者の耕作地に至るまでの部分は、購入当時から通路になっていたため、公道という認識で使用していましたが、通路部分が農地であり農地法の許可を受けずに利用していることが判明したため、今回始末書を添付して申請するものです。</p> <p>農地法第5条第2項第1号の農地区分については、申請地近辺に代替する土地がなければ転用可能である2種農地と判断されますので支障ありません。</p> <p>排水について、雨水は自然浸透するため、周囲の農地に対する影響もないと思われます。</p> <p>第2号から第5号の各要件については、事務局で確認し支障ありません。</p> <p>議案第1号の案件について、委員に対し、意見、質問を求める。</p> <p>申請地では何を栽培しているのか。</p> <p>申請地で栽培しているものはわかりませんが、自家用の野菜だと思われます。</p> <p>意見がないことを確認して議案第1号の採決を宣言し、賛成者の挙手を求める。</p> <p>(挙手全員)</p>
--	---

議長		<p>議案第1号について挙手全員を確認、原案のとおり可決したことを宣言。</p> <p>議案第2号を上程。</p> <p>事務局に説明を求める。</p> <p>なお、農業委員会等に関する法律第31条に「自己又は同居の親族もしくはその配偶者に関する事項についてはその議事に参与することができない」こととされていますので、該当の委員である牧委員、武田委員、加藤委員は説明後退席をお願いいたします。</p>
事務局		<p>(説明 新規就農案件のみ)</p>
議長		<p>議案第2号の案件について、委員に対し、意見、質問を求める。</p>
委員		<p>従事者が1人や3人など様々だが、ルールはあるのか。</p>
事務局		<p>ルールは特にはないです。</p>
委員		<p>1人で面積が広い農地を耕作することについてはどうなのか。</p>
事務局		<p>実際には仲間と一緒に耕作をする場合もあります。</p>
		<p>明確なルールを作るのは難しいが、受付の段階で農機具の所有状況を確認したりや高齢な方が農地バンクで広い面積の農地を望んでいる場合はどのような方法で耕作をするのか確認を行っています。</p>
委員		<p>毎年適正に耕作がされているかの確認はしているのか。</p>
事務局		<p>権利の種類によっては、毎年利用状況の報告を求めています。</p>
委員		<p>遠方からくる人がいるが、農機具などは日進市に持ってきてあるのか。</p>
事務局		<p>現在は名古屋市にお住まいで、農機具も一部こちらに持参しているようです。</p>
委員		<p>93歳の方が更新で出しているが大丈夫か。</p>
事務局		<p>本人とその親族が耕作をしています。</p>
		<p>新規案件ではないこと、これまでの利用状況から総合的に判断し、更新を認めています。</p>
委員		<p>果樹を栽培とあるが、何を栽培するのか。</p>
事務局		<p>申請地には既にみかんの木が植えられています。</p>
議長		<p>意見がないことを確認し、議事参与案件以外について、賛成者の挙手を求める。</p>

議長		<p>(全員賛成)</p> <p>議案第2号の一部について挙手全員を確認、原案のとおり可決したことを宣言。</p>
議長		<p>議案第2号にある該当の委員案件について委員の退席を求める。</p>
議長		<p>(牧委員、武田委員、加藤委員 退室)</p> <p>議案第2号の該当委員案件について、賛成者の挙手を求める。</p>
議長		<p>(挙手全員)</p> <p>議案第2号について挙手全員を確認、原案のとおり可決したことを宣言。</p> <p>退室していた委員の入室を許可しますので、入室してください。</p>
議長		<p>(牧委員、武田委員、加藤委員 入室)</p> <p>全員賛成で可決されましたことを報告します。</p> <p>議案第3号を上程。</p> <p>事務局に説明を求める。</p>
事務局		<p>農業委員会の状況については、記載のとおりです。</p> <p>総農家数と農業経営体数については、直近の「農林業センサス」又は「農業構造動態調査」に基づいて記入しています。</p> <p>農地の集積については47.2%となっており、令和13年度の集積率について、市の第6次総合計画に合わせ56%と設定しています。</p> <p>新規参入の促進について、令和4年度の新規参入は16経営体ですが、ほとんどが小規模兼業農家でした。高齢化も進展しているため、若い就農者の確保が重要です。</p> <p>最適化活動の活動目標について、1か月当たり8日間と設定しており、活動強化月間については利用権設定を審議する月の年4回に設定しています。</p> <p>令和5年度の最適化活動の目標について、令和4年度と内容は大きく変わりません。</p> <p>引き続き、最適化活動の活動目標は1か月あたり8日間と設定しています。</p>
議長		<p>議案第3号の案件について、委員に対し、意見、質問を</p>

委員	<p>求める。</p> <p>最適化活動について、用紙に記入するのが難しい。 写真を提出することはいけないか。</p>
事務局	<p>メールに添付していただき、提出していただくことは可能ですが、容量が大きいと届かない可能性があること、メールが多くなると事務局側の管理が難しくなることが考えられます。</p>
委員	<p>各市町村の状況を確認できないか。</p>
事務局	<p>他の市町村についても、毎月用紙に記載し提出していただいています。</p> <p>現在の様式への記載が難しいということであれば、例えば、活動をした日だけチェックしていただくようにする、個別に相談を受けたものについては別紙に記載していただくことになると思います。</p>
委員	<p>文章だと難しいため、チェックだけの方がわかりやすい。</p>
委員	<p>週1回位の日数にならないか。</p>
委員	<p>8日はどこから出てきた数字か。</p>
事務局	<p>国や県が設定している数字の中で、標準的な日数になっています。</p>
議長	<p>意見がないことを確認して議案第3号について採決を宣言し、賛成者の挙手を求める。</p>
	<p>(挙手全員)</p>
議長	<p>議案第3号について挙手全員を確認、原案のとおり可決したことを宣言。</p>
	<p>続いて、専決について一括にて事務局に報告を命じる。</p>
事務局	<p>(事務局より専決について一括で報告)</p> <p>専決1号 3条届出 2件 専決2号 5条届出 8件 専決3号 18条届出 1件</p>
議長	<p>専決4号 農地法第3条第2項第5号に規定する下限面積の別段面積の廃止について</p>
	<p>専決の内容について委員に対し意見、質問を求める。</p>
委員	<p>自分の所有地の隣接地を資材置場として売買する話があるが、農地法第3条の許可申請において面積の要件が撤廃されるのとの関係があるか。</p>

事務局	<p>今回の要件の撤廃は、あくまでも農地を農地として売買する際に必要な要件であるため、資材置場にする場合は転用になります。</p>
委員	<p>兵庫県の方が住宅を建築するとあるが、日進市に引っ越してくるのか。</p>
事務局	<p>住む前に住民票を移すことはできないため、申請時点では前住所で申請をすることになります。</p>
議長	<p>続いて、その他について一括にて事務局に報告を命じる。</p>
事務局	<p>(事務局よりその他について一括で報告)</p>
	<p>生産緑地のあっせん願いについて 1件</p>
	<p>農地等の利用の最適化の推進に関する指針案 1件</p>
議長	<p>その他の内容について委員に対し意見、質問を求める。</p>
委員	<p>管内の農地面積が令和8年から下がっているが、都市計画法との関係があるのか。</p>
事務局	<p>農家台帳に登載されている面積の集計値のため、農地転用などで農地としての判定される土地が減ることを指しています。</p>
	<p>目標値については将来のことであるため、これまでの減少傾向を鑑みて推計値を入れています。</p>
委員	<p>遊休農地の発生防止について、農家の意向を踏まえた、農地中間管理機構への貸付を行うとあるが、現状は農協の出資会社が受けられないとなると農地中間管理機構へ貸付ができないのではないか。</p>
事務局	<p>農地中間管理機構を使用して利用調整を図っていくことになっており、制度として愛知県の運用は貸手と借手が決まっていないと農地中間管理機構を利用できなくなっています。</p>
	<p>一般的に、農家が農地中間管理機構を利用したいという意向がある場合は、農地中間管理機構を利用して借手を探すということを記載しています。</p>
	<p>農家への意向把握は農業委員の仕事なのか。</p>
	<p>農業委員の業務として、農家への意向確認は農業委員会法で業務として定められています。</p>
	<p>人・農地プランが地域計画に移行していくという過渡期になっており、農家の意向確認をした上で地図に反映させ</p>

	議長 事務局 (16:20)	るのが国から求められているものです。 次回までにご意見等あれば提出願います。 その他連絡事項について事務局に報告を求める。 ・次回の農業委員会 令和5年4月26日(水) 午後3時 日進市役所南庁舎2階 第5会議室 特に意見がないことを確認し、全議案の終了及び閉会について宣言
--	--------------------------	---